

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置の延長等		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          農業の担い手への農地集積（転貸）の促進を図り、農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、農地所有者から農地を借り受け、担い手に転貸する業務を実施している。</p> <p>・ 現行の特例措置の内容          農業振興地域の区域内にある農地について、その所有者が所有する全ての農地（当該所有者が利用する10アール未満の農地を除く。）を機構に新たに10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準を2分の1に軽減する（10年以上15年未満の貸付は3年間軽減、15年以上の貸付は5年間軽減。）。</p> <p>・ 要望の内容          対象の要件を、一の地域計画区域内にある農地について、その所有者が所有する全ての農地（当該所有者が利用する10アール未満の農地を除く。）を機構に新たに10年以上の期間で貸し付けた場合へと見直した上で、適用期限を2年延長すること。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第31項		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 ( ▲344 ) [平年度] 精査中 ( ▲628 )          (単位：百万円)</p> <p>※ 初年度と平年度の差額は令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正によるもの</p> <p>[改正増減収額] -</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的          地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用や担い手の生産性向上を推進し、食料自給力を確保すること</p> <p>(2) 施策の必要性          ① 高齢化や人口減少により農業者の減少が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農林水産省では、昨年6月に改正施行された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策として、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。          平成26年に担い手への農地の集積・集約化を図るため、機構を設立し、複数の所有者から農地を借り受け、まとまった一団の農地にして担い手等へ転貸する利用権を中心とした農地の権利移転を推進することにより、それまで停滞していた担い手への農地集積率（当時48.7%）は、令和6年度末時点で61.5%に上昇してきたところ。</p>		

また、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、

ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、

イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく

こととし、加えて、地域計画の実現のためには、機構が地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分することが重要であるため、農地の権利移動の手法を、機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化する改正を行ったところ。

令和12年度までに担い手への農地集積率7割の目標を達成するために、担い手への農地の集積・集約化を進めるに当たり、担い手の耕作する農地が複数の地域に分散している場合には、他の担い手と農地を交換する等によって集約化し、生産性を高めることが不可欠である。また、高齢農業者等が規模縮小をする場合に、地域ごとにまとまった農地を農地バンクに預けることで、計画的かつ段階的に進めることが、農地の受け手となる担い手にとっても負担を軽減することにつながる。

このように、非担い手農業者が離農する場合のみを想定した措置であった現行制度を、地域計画に焦点を当てつつ、担い手の農地集約化に資する他のケースにも活用できる仕組みに見直すこととする。

② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定されている。

ア 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（令和6年6月5日改正法施行）  
（望ましい農業構造の確立）

第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の種類及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（農地の確保及び有効利用）

第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）  
食料安全保障を実現する観点から、「食料自給力の確保」において

- ・2030年度の担い手への農地集積率の目標値として7割
- ・地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進める

ことを明記。

ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）  
（援助）

第31条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

本要望に  
対応する  
縮減案

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 我が国の食料供給</p> <p>《政策分野》 食料自給力の確保</p>					
		政策の達成目標	令和12年度の担い手への農地集積率が7割					
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	対象要件の見直し及び2年間延長					
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を7割に拡大していく。					
		政策目標の達成状況	令和7年3月末における担い手への農地集積率は61.5%。					
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み					
				令和8年度 課税分	令和9年度 課税分	令和10年度 課税分	令和11年度 課税分	令和12年度 課税分
		固定資産税	適用者数 (人)	89,116	117,488	144,178	146,330	149,292
			減収額 (千円)	342,833	469,838	603,858	613,353	626,218
		都市計画税	適用者数 (人)	固定資産税の内数				
		減収額 (千円)	863	1,188	1,531	1,542	1,556	
		減収額計(千円)	343,696	471,026	605,389	614,895	627,774	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	機構が管轄する地域内に分散する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手の農地集積・集約化の推進に寄与する。						

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農地法第36条の規定に基づき農業委員会が機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地について、固定資産税等における農地の評価の際に、農地の売買の特殊性を考慮し正常売買価格を修正して適正な時価とするため乗じている率（限界収益修正率：0.55）を乗じないこととしている。（課税の強化）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	機構を通じた貸借等により農地の集積・集約化に取り組む地域に対して交付する機構集積協力金交付緊急対策事業（令和6年度補正予算額80億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構を通じた農地の集積・集約化を推進するため、予算上の措置は機構に農地を貸し付けた地域に協力金を交付し、税制は機構に農地を貸し付けた農業者等が負担する固定資産税を軽減することとしている。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、一の地域計画区域内に所有する全農地を機構へ貸し付けることを要件とすることで、分散農地を所有する農業者や、段階的に規模縮小をする農業者がまとまった農地を機構に貸し付けるインセンティブとなるものであり、毎年の予算額に左右される補助事業と異なり、要件を満たす農地を一律に適用できることから、複数年に渡った農地の権利設定の計画である地域計画の実現の後押しとなる手段としての確かつ有効なものである。</p> <p>また、課税の軽減の適用期間は、機構への貸付期間に応じ、3年間又は5年間と限定されており、必要最小限の措置となっている。</p>

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連	税負担軽減措置等の適用実績	<p>適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年度 課税分</th> <th>令和4年度 課税分</th> <th>令和5年度 課税分</th> <th>令和6年度 課税分</th> <th>令和7年度 課税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固定資産税</td> <td>適用者数 (人)</td> <td>53,091</td> <td>56,234</td> <td>59,856</td> <td>59,872</td> <td>59,328</td> </tr> <tr> <td>減収額 (千円)</td> <td>207,862</td> <td>217,346</td> <td>222,026</td> <td>212,851</td> <td>206,027</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画税</td> <td>適用者数 (人)</td> <td colspan="5">固定資産税の内数</td> </tr> <tr> <td>減収額 (千円)</td> <td>116</td> <td>196</td> <td>809</td> <td>653</td> <td>516</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減収額計 (千円)</td> <td>207,978</td> <td>217,542</td> <td>222,835</td> <td>213,504</td> <td>206,543</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用者数は、農業委員会が課税軽減措置の対象として市町村課税部局に提供した人数（農林水産省調査）  ※減収額は、固定資産の価格等の概要調書、市町村交付金及び都市計画税に関する調（総務省HP）</p>			令和3年度 課税分	令和4年度 課税分	令和5年度 課税分	令和6年度 課税分	令和7年度 課税分	固定資産税	適用者数 (人)	53,091	56,234	59,856	59,872	59,328	減収額 (千円)	207,862	217,346	222,026	212,851	206,027	都市計画税	適用者数 (人)	固定資産税の内数					減収額 (千円)	116	196	809	653	516	減収額計 (千円)		207,978	217,542	222,835	213,504	206,543
			令和3年度 課税分	令和4年度 課税分	令和5年度 課税分	令和6年度 課税分	令和7年度 課税分																																			
固定資産税	適用者数 (人)	53,091	56,234	59,856	59,872	59,328																																				
	減収額 (千円)	207,862	217,346	222,026	212,851	206,027																																				
都市計画税	適用者数 (人)	固定資産税の内数																																								
	減収額 (千円)	116	196	809	653	516																																				
減収額計 (千円)		207,978	217,542	222,835	213,504	206,543																																				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>令和5年度適用総額：15,858,998千円（固定資産税）  269,681千円（都市計画税）</p> <p>※適用総額は減額後の課税標準額  ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第217回国会提出）（総務省HP）</p>																																									

<p>する事項</p>	<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例は、平成 28 年度に創設され、初年度となる平成 29 年度課税の適用対象者は 18,438 人、適用面積は 11,501ha。  また、令和 7 年度課税の新規適用対象者は 19,857 人、適用面積 9,286ha となっており、毎年約 2 万人弱、約 1 万 ha の農地が新たに適用を受けており、直近 3 か年における機構の借入面積に占める割合も約 2 割と担い手への農地集積・集約化に寄与している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和 5 年度末までに、全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用される。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 7 年 3 月末における担い手による農地の利用面積は約 263 万 ha であり、全耕地面積（約 430 万 ha）に占める割合は約 6 割（61.5%）となっている。  これまで担い手への農地の集積を進めてきたが、高齢化・人口減少が進み、離農者が増加する中、担い手が利用している農地が分散状態にあり、農業生産の効率化が進まないことから、既存の担い手が農地を引き受けきれない地域が増加していたところ。  これらの問題に対応するためには、担い手の生産性向上に向け、農地の集約化の取組を強化する必要があり、令和 5 年の改正基盤法により、地域全体の農業の将来の在り方を示した地域計画の策定を法定化するとともに、農地の権利設定を農地の再配分機能を有する機構経由へと一本化する改正を行い、本年 4 月から制度が本格施行されたところである。  今後も改正後の制度を適切に運用することはもとより、必要に応じた見直し、税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成に向けた取組みを加速化する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 28 年度 創設  以降 2 年ごとに期限延長を要望  平成 30 年度 課税軽減の対象となる農地の範囲を明確化（農地の所有者が機構から賃借権の設定等を受けたものを除外）  令和 6 年度 2 年延長</p>